

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

事務事業名	有償移送サービス補助事業				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)	
部等名	保健福祉部	課等名	福祉課		包含する細々目	1	3	1	1	14	9	7,270	
政策	3 健やかに安心して暮らせるまちづくり												
施策	33 共に支えあう地域福祉の推進												
実施区分	継続	会計	一般会計	環境調整会議		不要							
		事業期間	8	年度～	年度	関連計画 条例等	道路運送法						

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値			
	要介護、要支援者、障害者等で、一人での移動が困難な者(移動困難者)	要支援、要介護認定者数+身体障害者数+知的障害者数 人	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		23年度以前に終了は終了年度とする
			13212	14970		
			現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		
意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)				
移動困難者にとっての必要な移動ができる。	実利用者数 / 対象者数 %	18目標	3.71	最終目標		
		18実績	3.71	19目標	3.71	↑
		23目標	3.27	23実績		最終目標達成年度
		18目標		最終目標		
		18実績		19目標		↑
		23目標		23実績		最終目標達成年度

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	<社会福祉協議会への補助事業> 身体的な理由により、公共交通機関が利用しにくい高齢者等が、医療機関などへ出向く際に、地域の助け合い事業としての移送サービスを利用することにより、利用する側の利便は勿論、サービス提供する会員も、地域の支え合い活動の一翼を担ってもらおう。	継続した10地区の運営支援を行った。特に道路運送法の改正による情報提供と、運転者講習(飯田自動車学校協力・年間2回)を独自で開催し、法改正に対応できるよう努めた。 移送サービス実施地区 丸山、上郷、座光寺、下久堅、上久堅、川路、鼎、南信濃、松尾(タクシー委託) 福祉バス実施地区 上村、南信濃	実施地区数	10地区
	18年度の実績			
	19年度計画	従来のEブロック(上郷、座光寺)での実施を、地区ごとに事業展開できるよう支援。年度内に座光寺地区独自展開を目指す。	実施地区数	11地区

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定財源		
	国庫支出金		
	県支出金		
	起債		
	その他	998	998
一般財源	6,124	6,272	
事業費計(A)	7,122	7,270	
人件費	正規職員所要時間	18年度 480	19年度 480
	臨時職員等所要時間		
	人件費計(B)	1,716	1,716
	トータルコストA+B	8,838	8,986

特定財源内訳や補足事項
社協事業であるため、総事業費の内訳は社協自主財源と、市補助金である。
市特定財源は、社会福祉施設整備基金繰入金

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値			
	共に日常生活を支えあう	近隣で支えあいができて市民の割合	現状値	73.8	19実績	
			20実績		21実績	
			22実績		23目標	75
		福祉ボランティア活動をしている市民の割合	現状値	11.4	19実績	
			20実績		21実績	
		22実績		23目標	17	

この事業を開始したきっかけ	事業を取り巻く状況の変化	事業に対する市民や議会の意見
平成元年頃より、「有償福祉サービス」の必要性が叫ばれ始め、「配食」「家事援助」などと共に「移送」がそのサービスメニューの一つとして出されてきた。当初は、病院までの交通の利便性に欠ける特定の地区で、ボランティア組織がすでに確立していた地区から導入されていた。	福祉有償運送事業は平成18年10月に改正道路運送法が施行されたことにより、自家用有償旅客運送事業として位置づけられることとなったが、運転者の資格や、運行管理者の資格要件等が厳格化されたため、対応が求められている。 また、福祉有償運送は社協以外のNPO法人や社会福祉法人も実施しており、将来見直しが必要である。	17年12月議会において、福祉有償運送サービスに関して、要支援・要介護者、障害者以外の移動困難者に対する対応、セダン特区への取組について要望があった。

【See】18年度の振り返り

目的 妥当性 評価	この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？	(評価) 結びつく (その理由)	有効性 評価	成果をさらに向上させる余地はありますか？	(評価) 余地がある (その理由)
	対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？	(評価) 必要性がない (その理由)		廃止・休止した場合の影響はありますか？	(評価) 影響あり (その理由)
	意図の見直しの必要性はありますか？	(評価) 必要性がない (その理由)		他に類似事業はありますか？また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む)	(評価) 関連事業あり (類似事業名、理由)
	市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか)	(評価) 必要ある (その理由)		成果を下げずに、事業費や人件費の削減は可能ですか？	(評価) 可能 (その理由)
			公平性 評価	受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？	(評価) 妥当である (受益者とその理由)

【Plan】改革改善

今後の事業の方向性	何を、いつまでにどうするのかの改革改善案
<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的見直し <input type="checkbox"/> 別事業に統合 <input checked="" type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input type="checkbox"/> 現状維持	上村、南信濃地区では村が移送の実施主体となっていたが、合併と同時に社会福祉協議会に移行した。今後は飯田市の他地区と同様に地区住民による移送サービスへと移行する。
上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法	地区における担い手の確保

【補足事項環境側面】

(1) 環境影響評価の必要性判断	必要性がない	(2) 必要性な場合の実施事由
(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？		

【指摘事項】

施策マネジメント会議	飯田市社協が国の事業許可を受けて事業者となったので、NPO法人等の事業者との役割を考える中で見直す。
施策評価会議	
第5次基本構想基本計画推進委員会	